

平成29年度

事業計画書

(第8期)

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号

日本自動車会館11階

目 次

はじめに	1
I 【公 1】 自動車リサイクルに関する事業	2
1. 自動車リサイクルの促進に関する事業	2
2. 資金管理業務に関する事業	4
3. 再資源化等業務に関する事業	6
4. 情報管理業務に関する事業	9
II 【公 2】 二輪車リサイクルに関する事業	12

はじめに

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

平成15年6月24日には「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人、第105条に規定する指定再資源化機関及び第114条に規定する情報管理センターに指定されており、それぞれ法第93条に規定する資金管理業務、法第106条に規定する再資源化等業務及び法第115条に規定する情報管理業務を確実かつ効率的に実施することとしている。

本財団は国や自動車関連団体等との連携・協力を重ね、所期の目標であった自動車リサイクル制度の安定運用に貢献してきた。

今後は、自動車リサイクル制度の更なる発展に向けた理解活動の推進、再生資源利用の進んだ自動車への割引制度実施に向けた検討及び自治体における大規模災害対策への取組支援等の新規及び強化施策に取り組むことを通じて、社会への貢献を拡大していくことを中期的な方針としている。

なお、引き続き質の向上、効率化、自動車リサイクル制度の安定稼働及び財団運営の基盤強化にも積極的に取り組み、平成29年度はデータセンターの機能維持のための更新、財団体制見直し、ガバナンスの強化等を実施する。

また、平成27年9月に産業構造審議会技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議(以下「合同会議」という。)にて取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において提言された取組・検討事項のうち、本財団が取組主体である事項について、平成27年度に検討チームを設置し、平成28年9月の合同会議において取組状況及び検討結果が報告された。引き続き本財団に係わるテーマについては、平成29年度も本財団一丸となって最優先に取り組む、財団による貢献を拡大していく。

I 【公1】自動車リサイクルに関する事業

1. 自動車リサイクルの促進に関する事業

<基本方針>

本事業は、資源の有効な利用向上及び環境の保全に資する法に基づく「自動車リサイクルシステム」を中心とする自動車リサイクル全般の普及・啓発活動、情報提供、更には、より高度な自動車リサイクル及び適正処理を達成するための調査・研究や国内外の関係機関・団体との交流や協力を行うことにより、自動車ユーザーを含む国民一般の便益と国民生活の維持向上に貢献するものである。

平成29年度の主要な取り組みとしては、情報発信・共有の在り方等に関する検討会での議論を踏まえ、自動車リサイクルの更なる発展に向けて、主に自動車ユーザーのための情報発信や情報収集等の理解活動を積極的に取り組むとともに、PDCAサイクルを回した改善活動に繋げる。また、自動車リサイクルの円滑な運営を補完するため、自動車製造業者等、関連事業者、自治体に代表される関係者の連携を促進する。

<事業内容>

平成29年度に自動車リサイクルの促進に関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

1) 自動車リサイクル及び適正処理の促進に関する普及・啓発及び情報提供

様々な広報ツールや媒体を活用した「分かりやすい」情報発信の取り組みを目指し、財団全体の理解活動の取り組みの改善を進める。

(1) 情報の質を高める取り組みと広報活動の積極的展開

自動車ユーザーの理解を深め、自動車リサイクルの更なる発展を促せるよう、情報の質を高めるための手法の検討・取り組みを進める。

また、自動車リサイクルに関する情報の基盤的役割を果たす本財団Webページについて、分かりやすさ・使いやすさの観点から改善を図るとともに、関係者の広報ツールとの連携を進める。

(2) 若年層向けの情報発信の強化

自動車リサイクルに関する認知度が低い一方で、将来の自動車ユーザーの観点で重要な若年層を対象とした理解活動の取り組みを強化する。特に、将来の自動車ユーザーが集まる自動車運転免許教習生に対する情報発信を行う。

(3) 広報映像を活用した情報発信

自動車ユーザー向けの広報映像を活用した情報発信を行う。

(4) 自動車リサイクルの再資源化等の実績や取り組みについて情報発信

自動車リサイクルの再資源化等の実績や指定法人業務の具体的に取り組む内容等について、分かりやすく情報発信を行う。

(5) 各種イベントへの参加・出展

国や自治体・各種団体等が開催する自動車・環境関連のイベントにおいて、自動車リサイクルの理解活動に取り組む。

(6) メディアを活用した広報活動の積極展開

新聞・テレビ・雑誌等のメディアの効果的な活用法の検討・取り組みを進める。

2) 自動車リサイクル及び適正処理の促進に関する調査等

より良い情報を発信するため、自動車ユーザーの認知状況を把握し、自動車リサイクルの様々な関係者のニーズを把握する。また、情報の質を高めるため、自動車リサイクルの現状や実態の変化等の情報収集を行う。

(1) 認知度調査

毎年度実施する自動車ユーザーの自動車リサイクルに関する認知度の調査について、調査内容や用語の使い方の見直しを行うとともに、これを踏まえた形で調査を実施する。

(2) 自動車リサイクルの現状や実態の変化等の把握

自動車リサイクルの現状や実態の変化等を把握し、関係者と共有する。

(3) 関係者のニーズの積極的な把握

更なる発展的な情報発信を行うため、自動車ユーザーや関係者のニーズを把握する。

(4) 情報発信の効果検証

更なる発展的な情報発信を行うため、情報発信の取り組みの効果検証・改善を行うなどのPDCAサイクルを回す。

3) 自動車リサイクル及び適正処理の促進に関する内外関係者との交流及び協力

自動車リサイクルの円滑な運営を補完するため、自動車リサイクルにおける情報発信・共有の情報結节点的な役割を担い、関係者の情報共有と連携を促進する。

- (1)関係者の情報共有と連携の促進により、理解活動の取り組みの状況や各種課題等の情報を共有する。
- (2)関係者で共通利用できる自動車リサイクルの共通情報の整備を行う。

2. 資金管理業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第92条に規定される資金管理法人として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第93条に規定される業務(資金管理業務)を実施するものである。

平成29年度は、資金管理業務を安定的、効率的に遂行するとともに、特に激甚災害発生時の番号不明被災自動車への対応を速やかに行うことで、セーフティネットとしての貢献を強めるとともに、再生資源利用の進んだ自動車等のリサイクル料金割引制度が実施された場合に備え、その運用等に関する検討等を開始する予定である。

<事業内容>

平成29年度に資金管理業務に関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

1) リサイクル料金等の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、また、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金等の収受を行う。

平成29年度は、新車登録・検査時預託505万台分531億円、引取時預託5万台分3億円のリサイクル料金の収受が見込まれる。

なお、東日本大震災に起因する番号不明被災自動車が旧警戒区域等で新たに発生した際の再資源化預託金等の預託業務については、平成28年度と同様に資金管理料金を原資として実施する。

また、今後激甚災害によって番号不明被災自動車が発生した際についても、資金管理料金を原資として再資源化預託金等の預託業務を行う。

2) リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

平成29年度末における保有債券額面残高は8,959億円が見込まれる。こ

のうち、平成29年度の新規債券取得額面金額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は895億円が見込まれる。

3) リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

平成29年度は、ASR298万台分182億円、エアバッグ類 245万台分57億円、フロン類267万台分56億円、情報管理料金306万台分5億円、及び利息として合計40億円が見込まれる。

4) 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

平成29年度は、130万台分149億円、及び利息として16億円が見込まれる。

5) 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の収受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼動のための万全な運営・管理を行う。

平成29年度における実施策は以下を予定している。

- (1) 引取業者の利便性向上・効率化を目的として、リサイクル料金検索機能や引取車両検索機能のシンプル化及び入力機能の改善により作業時間の短縮を図る。
- (2) 自動車所有者の利便性向上を目的として、自動車所有者向けに提供している、リサイクル料金照会機能及び使用済自動車処理状況検索機能をモバイル端末より利用できるようシステムを改修する。
- (3) 再生資源利用の進んだ自動車等への割引制度が実施された場合に必要なシステム改修の検討等を開始する。

6) 新資金管理料金の適用

ユーザーが負担する資金管理料金の大部分を占めるリサイクル料金収受に係る委託手数料について、業務効率化のための環境整備や委託手数料算定手法の見直し等を実施することにより、大幅な削減を行った。平成29年4月1日より、これを織り込んだ新資金管理料金を適用する。

7) 特定再資源化預託金等の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特定再資源化預託

金等(以下、「特預金」という。)の出えん等を行う。

- (1) 定常の離島対策等支援事業に要する費用として1.4億円に加え、新たな取り組みとして離島対策等支援事業における不法投棄等対策支援事業の更なる拡充に要する費用として0.5億円を計上し、合計1.9億円を指定再資源化機関に対し出えんする。

以下は、今年度に新たに出えん等を行う事業である。

- (2) 自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新に要する費用として、1.4億円を情報管理センターに対し出えんする。
- (3) 大規模災害発生に備えた自治体向けの事前対応に要する費用として、0.2億円を指定再資源化機関に対し出えんする。
- (4) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する費用として、資金管理法人において2.5億円を充て、情報管理センター及び指定再資源化機関に対しそれぞれ、0.1億円、0.03億円を出えんする。

なお、激甚災害のなかでも特に規模の大きい災害(南海トラフ地震等)が発生し、大量の番号不明被災自動車の対応が必要となった場合においても、再資源化預託金等の預託業務に支障が及ばないよう、予め特預金残高の中で一定額(概算で20億円)を確保しておく。

- 8) 再生資源利用の進んだ自動車等のリサイクル料金割引制度が実施された場合への対応

再生資源利用の進んだ自動車等のリサイクル料金割引制度が実施された場合に備え、その運用等に関する検討等を開始する予定である。

3. 再資源化等業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第105条に規定される指定再資源化機関として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第106条に規定される業務(再資源化等業務)を実施するものである。

平成29年度の取り組みとしては、特に地方公共団体のためのセーフティネット機能を強化するため、災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供、不法投棄・不適正保管事案の解消に資する知見の共有等の支援を実施する。また、全国に残存する使用済自動車等の不法投棄・不適正保管台数の削減に資するため、事案の解消に向けた支援を実施する。

<事業内容>

平成29年度に再資源化等業務に関する事業として本財団が実施する主要なものは以下のとおりである。

1) 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者31社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で18,120台分、0.7億円の委託料金収入を見込んでいる。

なお、平成29年度の品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	台数	委託料金収入
フロン類	6,000台	1,542千円
エアバッグ類	5,880台	13,377千円
ASR	6,240台	48,847千円
事務取扱手数料		10,383千円
合計	18,120台	74,149千円

本業務においては、1号事業者における再資源化等料金等の情報に関する公表を引き続き支援するとともに、平成28年度に実施した1号事業者に対する支援状況の満足度調査において寄せられた各種マニュアル類の改善要望等について、対応を行う。

2) 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、メーカーまたは輸入業者が倒産、撤退、廃業した車でメーカーが確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で21,000台分、1.7億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

なお、平成29年度の品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	台数	再資源化料金等受入収入
フロン類	6,000台	13,302千円
エアバッグ類	5,640台	22,487千円
ASR	9,360台	139,025千円
合計	21,000台	174,814千円

本業務においては、義務者として再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

3) 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島の地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

平成29年度は、81市町村に対し、24, 231台分、1. 1億円の出えんを計画している。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
- (2) 市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を行うため、ポスター・チラシ等の周知ツールを市町村または関連事業者等に配布する。
- (3) 小規模離島における事業の活用を促進するため、事業ニーズを確認のうえ、住民の事業認知度向上等に資する市町村支援を講じる。
- (4) 市町村における出えん申請事務の精度を維持するため、年間20市町村を抽出し、全申請車台の証憑について確認を実施するとともに、市町村訪問時は、市町村にて保管されている証憑等について、確認を実施する。

以上の取り組みにより適正に事業を運営し、事業費予算に対する執行率85%超を維持する。

4) 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

平成29年度は、不法投棄等対策支援事業の協力を要請する地方公共団体がいないため出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 不法投棄・不適正保管事案に関する地方公共団体の課題解決を図るため、地方公共団体からの問い合わせ対応や情報提供・助言等を実施する。
- (2) 残存する10台以上100台未満の不法投棄・不適正保管事案97事案のうち36事案について、平成29年度中に現地調査及び情報の整理を行い、当該

地方公共団体と事案の解消に資する意見交換を行う。

(3) 不法投棄等の未然防止・解消に向け、平成29年度より、以下の取り組みを検討・実施する。

- ① 不法投棄・不適正保管事案に関する詳細な調査と対策案の検討・提案
- ② 不法投棄・不適正保管事案解消のための地方公共団体担当者への知見の提供
- ③ 私有地等を含む使用済自動車等の不法投棄等に関する相談窓口の準備（平成30年度開設予定）
- ④ 地方公共団体のニーズに応じた対策の実施（国の方針検討を踏まえて対策を確定した後、補正予算にて対応）

5) 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)
本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、地方公共団体からの要請見込みがないため、出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

また、地方公共団体からの相談については、全件対応を行う。

6) 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成29年度は、新規の要請が発生した場合に必要な行為を実施する。

また、地方公共団体その他の者からの相談については、全件対応を行う。

7) 大規模災害対応

平成29年度より、災害発生時の地方公共団体の対応の円滑化に向け、環境省と連携し、災害廃棄物行動指針に基づき、被災自動車の処理円滑化に資する情報提供や体制整備、処理計画の策定等の支援を行う。

なお、平成29年度の3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、法第109条に基づく再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、平成30年度の法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

4. 情報管理業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第114条に規定される情報管理

センターとして経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第115条に規定される業務(情報管理業務)を実施するものである。

平成29年度の取り組みとしては、自動車リサイクルにおける全てのシステム利用者の満足度を向上させるため、ユーザビリティ向上を目的としたシステム改善ニーズを掘り起こし、これに基づくシステム改修を実施するとともに、自治体による事業者指導の円滑化に向けた支援を実施する。

<事業内容>

平成29年度に情報管理業務に関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

1) 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び自治体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な開示に努める。

また、システム運用の円滑化を図るべく、電子マニフェストシステムの利用実態を調査・分析し、環境整備等の改善活動を実施する。主な実施項目は以下のとおり。

(1) 事業者登録情報変更申請方法の電子化

関連事業者の利便性向上及び法令遵守促進のため、事業者情報の変更を紙媒体の申請から電子申請に変更するよう改善する。

(2) 事業者向け操作練習ソフトの改訂及び自治体向け閲覧対応

関連事業者の法令遵守促進及び地方自治体への情報提供のため、事業者向け「操作練習ソフト」を最新化し、自治体も閲覧できるよう改善する。

(3) 報告徴収機能のモバイル端末への対応

自治体の利便性向上のため、自治体の事業者立会・監査時に現場で最新の移動報告情報が確認可能となるよう改善する。

(4) JARCデータBookの刷新

理解活動強化による情報発信の質の向上のため、財団内機関誌の内容を拡充する。

2) コンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問い合わせ対応及び事務作業の適正処理のため、コンタクトセンターの効率的か

つ安定的な稼働に努める。主な実施内容は以下のとおり。

(1) 自動失効業者の棚卸し

情報精度向上のため、約20千件の登録満了事業者(自動失効業者)の廃業又は存続を整理する。

(2) 事業者の所在地情報の最新化

関連事業者の法令遵守促進のため、市町村合併等で生じた約3.5千件の所在地情報相違事業者の情報を最新化する。

(3) マニフェスト取消し多発業者への注意喚起

引取業者の法令遵守促進のため、誤った移動報告を多発している事業者に対して、発生抑制対策を実施する。

3) 書面利用移動報告事業(書面記載事項の電子マニフェストシステムへの入力)

関連事業者等からファクシミリを使用して書面の提出により使用済自動車等の移動報告を受けたときは、法第117条第1項の規定により定められた情報管理業務規程(以下「情報管理業務規程」という。)に基づき、当該書面に記載された事項を電子マニフェストシステムに入力する。

4) 書類等交付事業(関連事業者等への書類等の交付)

関連事業者等から電子マニフェストシステムに報告された内容について書類等の交付を請求されたときは、情報管理業務規程に基づき、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付する。

5) 移動報告事項送信事業(特定再資源化等物品の引取り情報に係る送信の受託)

自動車製造業者等から委託を受けて、自動車製造業者等が資金管理法人に対して再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な特定再資源化等物品の引取りを証する情報を資金管理法人へ送信する。

なお、【公1】自動車リサイクルに関する事業の実施にあたっては、移動報告やリサイクル料金等の收受等に関するコンピュータシステムが必要となるため、自動車リサイクルシステムを構築し運用している。平成29年度の取り組みとしては、特にデータセンター機能維持のための更新に注力すると共に、ITの活用による業務環境の改善を図る。

Ⅱ【公2】二輪車リサイクルに関する事業

<基本方針>

本事業は、廃棄二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効利用を目指して、平成16年10月から国内二輪車製造業者4社と二輪車輸入事業者12社の自主取組として開始した「二輪車リサイクルシステム」の広報展開やコールセンター運営の事務局としての業務を実施するものである。

広報業務の対象として、従来からのユーザー及び自治体に、平成28年度から廃棄二輪車取扱店（以下「廃二店」という。）も加わった。二輪車リサイクルが自主取組であること、及び二輪車はリサイクルされずにリユースされることが多いこと等から、廃二店に対し、これまで積極的な周知活動がなされていなかった。そのため、中長期的な取り組みが求められる。平成29年度においては、この廃二店への広報に注力し、まずは遵法及びリユースを促進し、二輪車リサイクルの基盤強化を図る。

<事業内容>

平成29年度に二輪車リサイクルに関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

1) 社会認知度向上へ向けた広報を強化する

自治体との連携を強化し、適正な住民案内を促進する。

- (1) 従来からの全1741自治体への情報提供に加え、新たにモデルケースとして、都道府県と連携し市区町村へ周知する。
- (2) ユーザーによる廃車手続き時に、適切な処分案内がなされるよう、自治体の廃車手続き窓口へ、情報提供する。

2) 廃二店への広報を強化する

平成28年度は、新規事業として、廃二店の流通実態及び廃棄物処理法の習熟度合等について調査を実施した。平成29年度からは、その実態を基に、本格的な周知を開始する。

(1) 新たに廃二店へ周知する

「広域廃棄物処理指定業」として指定された廃二店は、二輪車販売店であり廃棄物運搬許可業者ではないため、廃棄物に関する知識を得る機会が少ない。従来、二輪車リサイクルの実務のみを周知していたが、平成29年度は廃棄物の基礎知識を提供し、遵法及びリユースを促進する。

(2) 廃二店と接する関連団体等への理解促進を図る

廃二店と接する国内卸販売会社及び二輪車関連団体等への理解活動を通じ、廃二店への周知を強化する。

3) 排出希望者からの問合せ対応に継続して取り組む

コールセンターの品質・問合せ者満足度の向上を図るため、必要に応じたスクリプト・FAQ等の改訂、定例研修の実施等を行う。

4) 放置二輪車の処理を支援する

自治体による放置二輪車の適切且つ速やかな処理を支援するため、一般廃棄物行政からの情報展開に加え、新たに処理担当部署へ直接訴求する。

以上